

6 用語解説

	頁	用語	説明
か	73	介護予防日常生活支援総合事業	要支援者などへの効果的かつ効率的な支援などを旨とし、市町村が中心となり地域の実情に応じて住民など多様な主体が参画して介護予防や生活支援のサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進する事業。
	68	学習指導要領	学校教育法などにに基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として文部科学省が定めるもの。各教科などの目標や指導内容が定められており、ほぼ10年毎に改訂されている。
	79	逆紹介	他の医療機関から市民病院に紹介された患者を、紹介元の医療機関や他の医療機関に紹介すること。
	75	グループホーム	少人数の知的障害者や精神障害者が、日常生活の援助を受けながら共同生活を送る施設。
	20・72・76	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	8	合計特殊出生率	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、年齢別の出生率を合計したものの、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す指標として用いられる。
	30・101	公債費	地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。
	105	公募型補助金制度	市民活動団体の自発的な活動の推進・活性化を図るため、市民活動団体から公募した公益社会貢献事業に対して経費の一部を補助する制度。
	40・65	子育て支援総合相談センター	西町さざんか児童センター内にある、子育てについて不安や悩みを持つ保護者に対する総合的な相談窓口。子育て支援総合コーディネーターを配置しており、子どもの不登校や問題行動などに対応する家庭児童相談室と、子どもの発達の遅れや発達障害の疑いなどに対応することも発達支援室がある。
さ	73	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的に在宅医療や介護サービスを提供する事業。
	59	さわやか隊	路上喫煙の防止など、生活環境の保全や美化の啓発活動を行うボランティア組織であり、平成21年に本市が設置。
	31	市街化区域	都市計画法において、既に市街地を形成している区域及び今後計画的に市街化を図るべき区域とされる区域。
	11・31・33・37・38・52・53	市街化調整区域	都市計画法において市街化を抑制すべきとされている区域で、開発行為は一定のものを除いて許可されない。
	29・30	市債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務であり、その返済が一般会計年度を超えて行われるもの。道路・公園・学校等の公共施設の整備、出資金・貸付金などに限定されているが、臨時財政対策債など特例により発行が認められているものもある。
	28・70・81	自助・共助・公助	福祉や防災分野などにおいて関係者が役割分担し、ともに支え助け合うという考え方。自分で自分を助けることを「自助」、地域住民が共に助け合うことを「共助」、行政が救助・支援することを「公助」という。
	91	史跡尾張国分寺跡	国分寺は奈良時代に聖武天皇が諸国に建立を命じた（741年）寺院であり、発掘調査によって本市矢合町と堀之内町地内に金堂跡・塔跡・講堂跡などが確認されている。平成24年1月に主要伽藍部分を含む約25,000㎡が国史跡に指定された。
	45・103	シティプロモーション	地域が持つ資源・魅力を内外へ効果的に訴求して、地域を売り込む活動のこと。
	65	児童館・児童センター	18歳までの子どもを対象に、健康を増進し、情操を豊かにするための健全な遊び場となる施設。市内に11か所設置（平成29年4月1日現在）。
	45・102・103	シビックプライド	市民が都市に対して持つ誇り・愛着であり、都市の構成員としてまちづくりへの当事者意識を伴うもの。
	104・105	市民活動支援センター	相談員を配置し、市民・市民活動団体・NPOが行う自主的な社会参加活動を支援する市の機関。総合文化センター内に設置。

	頁	用語	説明
さ	70・71・105	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される、地域福祉の推進を目的とした非営利の民間団体。福祉サービスの実施、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など、様々な福祉活動を行っている。
	8・9	純移動率	特定の時期及び場所における転入者と転出者の差を表す比率であり、社会移動率ともいう。
	40・67	小規模保育事業	国の子ども・子育て支援新制度において新たに創設された地域型保育事業の一つ。0～2歳児の保育の場を増やすことを目的とし、定員6～19人の少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもとで行う保育事業。
	69	少人数指導	特定の教科を学習する際に少人数のグループを編成して行う指導方法で、きめ細やかな指導が可能となる。学級自体を少人数で分ける少人数学級とは異なる。
	81	少年消防クラブ	防火・防災意識の向上、学校・地域における火災の予防、将来の地域防災・防火の担い手の育成を目的として、小学校・中学校単位で結成されるクラブ。
	85	消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。専門知識を有する消費生活相談員を配置している。
	19	消滅可能性都市	民間研究機関「日本創成会議」（座長：増田寛也元総務大臣）が提唱した考え方。地方から首都圏など大都市圏への人口移動が今後も収束しなかった場合、2040年までの間で20歳から39歳までの若年女性人口が5割以下に減少すると推計される市区町村を、このままでは将来急激な人口減少に遭遇する可能性がある都市（消滅可能性都市）とした。
	84	スクールガード	地域住民が通学路などの巡回パトロールや危険個所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。
	73	生活支援体制整備事業	多様化するニーズに対応するため、既存の介護サービス事業所によるサービスだけでなく、地域住民が主体となった生活支援サービスの充実が図られるように、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを推進する事業。
77	総合型地域スポーツクラブ	地域の人々に、年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて様々なスポーツ機会を提供する、多種目・多世代・多志向のスポーツクラブ。	
た	43・72	団塊世代	昭和22～24年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。なお、昭和46～49年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた世代は団塊ジュニアと呼ばれる。
	72・73	地域包括ケアシステム	団塊世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を目途に、高齢者が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する体制。
	73	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーが中心となって、総合相談業務・介護予防プラン作成業務・権利擁護業務などを行う機関。
	73	地域密着型サービス	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者などが住み慣れた地域での生活をできる限り継続できるよう、市町村が指定する事業者が提供する介護サービス。
	33・37・38	地区計画	都市計画法の規定に基づき、まちづくりの目標や方針などを定めることで地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を図る制度。地区計画を設定することで市街化調整区域においても計画に基づいた開発が認められる。
	77	地区体育振興会	住民で組織され、地区運動会の実施などの地域体育の振興を行う組織。市内には15団体ある。
	29・100	地方交付税	国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源として、地方公共団体が等しく事務を遂行できるよう一定の基準により国が交付する税。普通交付税と特別交付税に分けられる。
	19・76・78	超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といい、一般的に高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会という。
	69	適応支援教室事業	不登校で悩む児童生徒の学校生活への復帰を支援する事業で、本市では適応支援教室「明日花」・「明日花東分室」を設置している。各教室に相談員を配置し、学習・スポーツ・体験活動を行っている。
55	デマンド型交通	利用者から予約があったときのみ運行し、路線・ダイヤ・発着地の自由度から多様な運行形態がある。	

	頁	用語	説明
た	30	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共用又は公用施設の新増設事業費などが該当。
	69	特別支援教育支援員	発達障害を含む障害のある児童生徒に対して学習活動をサポートするため、市内小中学校に配置される職員。
な	77	ニュースポーツ	年齢・性別などに関わらず誰もが気軽に楽しむことができることを目的に考案・実施されているスポーツの総称。生涯スポーツとしての一面があり、高齢者の体力増進などに役立てられている。
	73	認知症初期集中支援チーム	医師1名と保健師・看護師・社会福祉士など2名以上で編成され、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族の自立生活に向けた支援を行う。対象者・家庭を訪問し、概ね6か月間、初期的な支援を実施して本来の医療・介護につなげる。
	40・67	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。地域の子育て支援も行う。
	87	農地中間管理機構	農地の利用の効率化・高度化の促進を図るため、農地を貸したい農家（出し手）から農地を預かり集積・集約化し、担い手農家（受け手）への貸し付けを進める組織。
は	87	ビジネスサポートセンター	商工会議所や金融機関などと連携して経営相談やセミナーを開催するなど、中小企業の経営支援の中核となる組織。必要に応じて外部専門家などの参画も想定される。
	29・30	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用や各種サービスの提供に係る費用など。法律に基づかず、単独施策として行う医療費助成などのサービスに係る費用も含まれる。
	29・30	普通会計	一般会計、特別会計などで処理する事業の範囲が、地方公共団体ごとに異なっているため、地方公共団体間の比較ができるよう、統一的な基準により定められた、統計上の会計区分。
	22・86・87	ベンチャー	新たな技術や高度な知識をもとにした新規事業（ベンチャービジネス）、又はベンチャービジネスを展開する企業のこと。
	66・67	放課後児童クラブ	労働などの事情で、保護者が昼間不在となる家庭の小学校1年生から6年生までの児童を対象に、授業終了後に適切な生活の場を提供する事業。
	69	ホームフレンド事業	不登校・引きこもり状態で悩む児童生徒の家庭を大学生などがホームフレンドとして訪問し、児童生徒と一緒に過ごすことで、社会と接する場を提供する事業。
	93・97	ホストタウン事業	2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する海外の選手団を迎え入れ、合宿や宿泊等の協力や参加国と地域との相互交流等を図る事業。稲沢市はギリシャ共和国を相手国として平成28年6月14日に登録している。
	81	本部支援団員	消防団長・副団長をサポートするために消防団本部に所属する団員。主な任務は消防団の活性化、防火・防災広報の推進及び応急手当の指導。
や	101	有料広告	新たな財源の確保や地域経済の活性化などを目的として、広報紙やホームページといった市が保有する資産を媒体として民間企業などの広告を有料又は物納により掲載する制度。
ら	43・87	6次産業化	1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的・一体的な推進を図る取組み。
わ	89・97	ワークライフバランス	仕事と仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方や生き方。
D	97	DV	'Domestic Violence'の略で、配偶者から受ける身体的・精神的・性的暴力の総称。
I	69・99・102・103	ICT	'Information and Communication Technology'の略で、情報通信技術の総称。IT (Information Technology) と同義で使用される場合が多い。
M	87	M&A	'Mergers and Acquisitions'の略で、企業の合併・買収のこと。事業の後継者不在を理由にした市内事業者の廃業を防ぐ手法として注目される。
N	2・40・45・67・94・103・104	NPO	'Non-profit Organization'の略で、営利を目的としない民間の組織や団体の総称。公共サービスの提供や市民の社会参画の場の提供など、まちづくりの中心的な役割を担うことが期待されている。
P	105	PPP/PFI	PPPとは'Public Private Partnership'の略で、公と民が連携して公共サービスの提供を行う取組み。PFIは'Private Finance Initiative'の略で、PPPの代表的な手法の一つであり、公共施設などの建設・維持管理・運営などを民間の資金・経営能力・技術的能力を活用して行う手法。